

ハラスメントに関するガイドライン

特定非営利活動法人リフ超学校では団体運営スタッフ、メンバーおよび事業協力者、学生その他関係者の個人の尊厳と権利財産を守り、安心安全な環境下において新しいチャレンジや社会変革に臨むためにハラスメントに対するガイドラインを策定しています。

(i) ハラスメントとは

特定非営利活動法人リフ超学校では以下の行為に対し、その行為の妥当性を審議しハラスメントとしての判断を行います。

- ・身体的な攻撃(暴行、障害)
- ・精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言)
- ・威圧的な言動
- ・土下座や謝罪の要求
- ・継続的な(繰り返される)、執拗(しつこい)な言動
- ・拘束的な言動(不退去、居座り、監禁)
- ・差別的な言動
- ・性的な言動
- ・団体への意見を踏み越えた個人への攻撃、要求
- ・金品の要求

(ii) ハラスメントの断定

行為の妥当性とハラスメントの判断はリフ超学校の理事会にて協議し、その妥当性を審議します。

(iii) ハラスメントが断定された場合

ハラスメントの行為者に対して、次のレベルⅠ～Ⅲまでの段階的な措置を行います。また、内容や緊急性により段階を踏み越えた措置を講ずる場合があります。

レベルⅠ 警告

レベルⅡ 団体及び関係者個人への接触禁止

レベルⅢ 司法機関及び捜査機関等、行政機関への通報、引き継ぎ。

リフ超学校活動に携わるみなさんへ

前頁のようなハラスメントに被害もしくは巻き込まれる形で関与してしまった場合は、次のような行動を執るよう心がけてください。

- ・役員及び団体運営メンバーへ相談を行い対応を協議する。
- ・利害関係や人間関係の都合上、団体関係者への相談が難しい場合は家族や友人、知人など信頼関係のある人物へ相談を行う。
- ・身体及び精神の被害が著しい場合は医療機関など適切な機関のケアを受ける。
- ・団体役員及び運営メンバーへの報告相談後、指示や許可が待てない緊急時においては、それを待たずにハラスメントの行為者との接触を堅く控え、活動現場への出動も控える。さらに著しい緊急時の場合、司法機関及び捜査機関等、行政機関への通報、引き継ぎも自己判断で行う。

みなさんへ -ハラスメントへの姿勢-

特定非営利活動法人リフ超学校では、ハラスメントとは個人の尊厳を挫き、被害者の自己実現及び組織や地域、社会の成長さえも阻む許されざる行為として毅然とした対応を行います。万が一、地域の活動中において、当団体に係るハラスメントもしくはそれに疑わしい行為を目撃した場合は第三者、目撃者として情報をお寄せ下さい。事実関係を整理し慎重な判断を行います。